

## 千葉市子育て支援ネットワーク会議設置運営要領

### (設置)

第1条 少子化の進行や核家族化、近隣関係の希薄化による家庭・地域における子育て機能が低下するなど、子どもを取り巻く環境が大きく変化する中で、子育て家庭等に対する相談・指導や子育てサークル等の育成・支援を行う、子育て支援館、地域子育て支援センター及び子育てリラックス館（以下「地域子育て支援拠点事業実施施設」という。）事業並びに地域における育児の相互援助活動を支援するファミリー・サポート・センター事業等に関し、関係機関が緊密な連携のもとに事業を推進していくために、子育て支援ネットワーク会議（以下「ネットワーク会議」という。）を設置する。

### (構成)

第2条 ネットワーク会議は、次に掲げる機関の担当者等により構成する。

- (1) 別表1に規定する関係機関の担当者
- (2) その他議題に必要な市民のほか、関係団体の代表者等

### (内容)

第3条 ネットワーク会議は、次に掲げる事項について協議、意見交換を行う。

- (1) 地域子育て支援拠点事業実施施設、ちばしファミリー・サポート・センター及び関係機関の情報交換に関すること
- (2) 子育て支援に必要な関係機関等の連携強化に関すること
- (3) 地域における子育て支援の推進に関すること
- (4) その他必要と認められる事項

### (会議)

第4条 ネットワーク会議の効率的な運営を図るため、子育て支援館の指定管理者（以下、「指定管理者」という。）が指定管理業務としてネットワーク会議の開催及び運営を行う。

- 2 ネットワーク会議の座長は、子育て支援館館長とする。
- 3 座長は、第2条第2号に規定する者をネットワーク会議に召集する場合は、千葉市と協議し、その者に対し、ネットワーク会議への出席を求め、意見及び説明を聴くことができる。

### (事務局)

第5条 ネットワーク会議の事務局は指定管理者とし、千葉市は、ネットワーク会議の実施に関して、指定管理者に対して必要な指導、助言等を行うものとする。

### (補則)

第6条 この要領に定めるもののほか、ネットワーク会議の運営に必要な事項

は、千葉市と協議し、座長が別に定める。

附 則

この要領は、平成15年2月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成19年10月20日から施行する。

附 則

この要領は、平成19年11月30日から施行する。

附 則

この要領は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成29年4月1日から施行する。

#### 別表 1

子育て支援館
ちばしファミリー・サポート・センター
各地域子育て支援センター
各子育てリラックス館
各区保健福祉センターこども家庭課
各区保健福祉センター健康課
健康支援課
児童相談所
療育相談所
発達障害者支援センター
こども家庭支援課
幼保運営課
幼保支援課